

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年4月13日（令和2年（行個）諮問第67号）

答申日：令和5年9月14日（令和5年度（行個）答申第5091号）

事件名：本人に対する療養補償給付等の不支給決定に係る保険給付実地調査復命書の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「別添「保有個人情報訂正請求書」記載内容のとおり」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の要旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、令和2年1月9日付け神個訂第31-1号により神奈川労働局長（以下「処分庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

神個訂第31-1号より、保有個人情報開示請求書より事実と異なること、特定労働基準監督署に提出した情報内容が削除されていること等が多々あり神奈川労働局に保有個人情報訂正請求書を提出した2020年1月10日「保有個人情報訂正請求書の訂正をしない旨の決定通知」より厚生労働省に審査請求する。（以下略）

(2) 意見書

下記の理由により訂正を行う義務がある。

ア 別資料情報，別CD-R情報参照。

（略）

「特定の年月日神奈川労働局会話内容録音」内に、審査請求人申し立て内容（面談聴取書要旨）なので当然ながらそれは職員の判断で、面談聴取書は面談をした記録をうけての要旨なのです。まとめなのです。だからこれは10個まででいいのです。消したとか消してないとかは違うみたいなのですけども（10）まで大丈夫です。特定の社員

(特定会社Aの特定部)が入っていなかったと特定の職員(特定監督署)が審査請求人から言われたがここは、復命書(保険給付実地調査復命書)には書かれていないが全体の要旨ですから必要事項をかいつまんでまとめている。」と連絡があった。

(略)

イ 特定監督署の調査官に、保険給付実地調査復命書(整理番号106)内、特定文書番号(特定の年月日)労災保険給付請求に係る報告書等の提出について、特定監督署長及び特定の職員の確認印があるが「8:審査請求人の労働時間関係資料(出退勤・タイムカード・勤務管理表等)(平成29年4月から平成30年12月まで)」について調査したかどうか確認した結果、特定の職員より「再三連絡しているが調査していない」と連絡があった。

本件の理由説明書3理由(1)より、「本件対象保有個人情報の特定について:本件対象保有個人情報は、「保険給付実地調査復命書」のうち、審査請求人との面談時の記録に係る記載事項である」

本件の理由説明書3理由(2)より、「審査請求人が訂正を求める保有個人情報は、監督署の調査官が審査請求人との面談時の内容等について必要と判断した範囲内で記載したものであって、当該記載は事実でないとはいえず」と記載されているが、面談記録14内より、「本日提出した「業務外残業時間」は会社のパソコンのメールやり取りをもとに算出したものである」(メール内容等。:2019年6月30日:9時4分36秒:件名:平日残業代未払い+休日出勤代未払い+休日出勤残業代未払い+交通費未払い+個人携帯電話代未払い+損害賠償 Re:残業代請求及び慰謝料請求(損害賠償)等。)が記載されているが、保険給付実地復命書面談聴取要旨に記載されていない。

「特定の年月日神奈川労働局会話内容録音」内に、「復命書(保険給付実地調査復命書)は必要事項をかいつまんでまとめている。」と連絡があったが、特定監督署によって、残業時間と残業代未払いの提供した情報等を意図的に削除されていた。その為、訂正を行う義務がある。

その後、特定監督署の職員に調査したかどうか確認したが「再三連絡しているが調査していない」と連絡があった。

ウ 保険給付実地調査復命書(整理番号106)(面談聴取書要旨)内(5)より、「特定倉庫Aになってからはセキュリティカードが渡され、自由に倉庫に出入りできるようになったので、毎日徹夜で倉庫の中で寝泊まりしていました。特定の社員はどんなに忙しくても17時半に帰っていました。」と記載され、面談記録5より、「特定倉庫A

では特定会社Bの社員と上司はいつも私と一緒に徹夜していました。」と記載されているが、（別CD-R：101参照：特定監督署会話録音，神奈川県労働局会話録音）特定倉庫A内監視カメラ

本件の理由説明書3理由（1）より、「本件対象保有個人情報の特定について：本件対象保有個人情報は、「保険給付実地調査復命書」のうち、審査請求人との面談時の記録に係る記載事項である」

本件の理由説明書3理由（2）より、

「審査請求人が訂正を求める保有個人情報は、監督署の調査官が審査請求人との面談時の内容等について必要と判断した範囲内で記載したものであって、当該記載は事実でないとはいえず」と記載されているが、「特定倉庫Aでは特定会社Bの社員と上司はいつも私と一緒に徹夜した」とは言っていない。

「毎日徹夜で作業していた」ではなく、「気づいた時には倒れていた」。いつも特定会社Bの社員に起こされていたことがあった。

その為、訂正を行う義務がある。

（以下略）（資料略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和元年12月11日付けで、処分庁に対して、法の規定に基づき、本件対象保有個人情報に係る訂正請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和2年1月16（原文ママ）日付け（同月14日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法30条2項の規定により不訂正とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「保険給付実地調査復命書」のうち、審査請求人との面談時の記録に係る記載事項である。

(2) 訂正の要否について

訂正請求について、法29条は、「行政機関の長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定しており、審査請求人が訂正を求める保有個人情報は、労働基準監督署の調査官が審査請求人との面談時の内容等について必要と判断した範囲内で記載したものであって、当該記載は事実でないとはいえず、また、保険給付を行うためと

いう利用目的の達成に影響を及ぼすものではないことから、法29条に基づく訂正を行う義務はない。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年4月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月18日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 令和5年8月30日 審議
- ⑤ 同年9月8日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件対象保有個人情報、審査請求人が法12条の規定に基づき開示請求を行い、令和元年10月31日付け神個開第31-448号の開示決定により開示を受けたものであり、本件訂正請求は、法27条の規定に基づき、本件対象保有個人情報のうち、別表の1欄に掲げる部分（以下「本件訂正請求部分」という。）について、同表の2欄に掲げる訂正を求めるものである。

処分庁は本件訂正請求について、不訂正とする原処分を行ったところ、審査請求人は原処分の取消しを求めている。

これに対し、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の訂正の要否について検討する。

2 訂正の要否について

(1) 訂正請求対象情報該当性について

ア 訂正請求の対象情報について

訂正請求については、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、その対象は「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解される。

イ 訂正請求対象情報該当性について

本件対象保有個人情報は、上記1のとおり、審査請求人が別途、法に基づく保有個人情報の開示請求を行い、開示を受けたものであることから、法27条1項1号に該当すると認められる。

また、当審査会において、諮問書に添付された本件対象保有個人情報を確認したところ、本件訂正請求部分は、保険給付実地調査復命書の「1 請求人申し立て内容（面談聴取書要旨）」欄の記載であり、

特定労働基準監督署の担当官が審査請求人から聴取した内容の要旨であると認められる。このため、当該部分は、法27条の訂正請求の対象となる「事実」に該当すると認められる。

(2) 訂正の要否について

ア 訂正請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）について、②どのような根拠に基づき当該部分が事実でないと判断し、③その結果、どのように訂正すべきと考えているのか等について、訂正請求を受けた行政機関の長が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。

そして、訂正請求を受けた行政機関の長が、当該訂正請求に理由があると認めるときは、法29条に基づき、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならず、一方、訂正請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても訂正請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと解される。

イ 理由説明書の記載（上記第3の3（2））及び当審査会事務局職員をして説明を求めさせたところによると、諮問庁は、本件対象保有個人情報の訂正の要否について、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 本件訂正請求部分は、保険給付実地調査復命書の「1 請求人申し立て内容（面談聴取書要旨）」の記載である。当該部分は、審査請求人から聴取した内容を踏まえ、調査を担当した特定労働基準監督署の担当官が労災認定の審査のために必要な範囲で、審査請求人が従事していた業務や身体の状況等について、要約・整理したものである。

(イ) このように、本件訂正請求部分は、審査請求人から聴取した内容を基に記載するものであって、その内容が事実と大きく相違するとは考えにくく、あえて事実でない内容を記入する理由もないこと、また、当該部分の記載が、同人の発言内容と異なっており、事実でないという客観的根拠は示されていないことから「事実でないとはいえず」と判断したものである。

(ウ) 以上のことから、本件訂正請求について、不訂正とした原処分は妥当であると考えられる。

ウ 以下検討する。

(ア) 本件訂正請求部分のうち、別表の番号6及び9について、審査請求人は同表の2欄において、同表の1欄に掲げる部分が事実と異なる旨を主張している。

しかしながら、審査請求人による別表の2欄の中の箇条書きの記載を見ても、同表の1欄の部分が事実でないとする明確で具体的な根拠が示されているとは認められない。また、審査請求書及び意見書においても、明確で具体的な根拠が示されているものとは認められない。

(イ) 本件訂正請求部分のうち、別表の番号1ないし5、7及び8について、審査請求人は同表の2欄において、同表の1欄に掲げる部分については「内容が足りません。」としており、同表の2欄の中の詳細な箇条書きの記載は、その追加を求める趣旨であると解される。

しかしながら、本件訂正請求部分については、調査を担当した特定労働基準監督署の担当官が労災認定の審査のために必要な範囲で、審査請求人が従事していた業務や身体の状態等について、要約・整理したものであるとする上記イ(ア)の諮問庁の説明に、不自然、不合理な点は認められない。すなわち、本件訂正請求部分は面談聴取の要旨の記載であり、業務の適切な遂行上、必要な範囲で、労働基準監督署の判断に委ねられるものと考えられ、審査請求人が求める詳細な記録を残さなければならない性質の文書であるとは認められない。

エ 上記ウから、本件対象保有個人情報の訂正請求については、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当しないとして不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、同条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別表

番号	1 本件訂正請求部分	2 1 欄に対して審査請求人が訂正を求める内容
1	<p>平成25年(2013年)に特定会社Cに入社し、東京都特定地域にある特定倉庫Bでドイツから日本に輸入されてくる電磁平衡式はかりの出荷前検査と修理作業に従事していた。</p>	<p>左記は、面談聴取中に特定監督署担当官が話した内容ですが内容が足りません。 訂正請求 ①電磁平衡式はかりとは、電磁はかりとロードセルはかりの2種類を指す。 ②出荷前検査と修理作業とドイツから日本に到着した機器の不具合品の改造、新品機器改造、新品ケーブル改造等を行っていた。 ③旧特定会社Cではドイツから日本に到着した機器(特定機器番号)の配線間違えが多くすべて日本で改造をしていた。 ④旧特定会社C依頼によりドイツから到着した基板を日本で改造していた。</p>
2	<p>平成27年(2015年)に特定会社Cが特定会社Dに買収され、作業場所が千葉県特定市の特定倉庫Aに変更になった。また、出荷前検査の作業員が一人増え、作業内容は修理作業中心になった。増えた作業員はaさんである。</p>	<p>左記は、面談聴取中に特定監督署担当官が話した内容ですが内容が足りません。 訂正請求 ①旧特定会社E(特定会社F)が特定会社Dに買収された。 ②旧特定会社E(株)、b社長、c課長に人を増やすようお願いしていたが特定会社Dに買収され人を増やせないと連絡があった。 ③特定会社D(株)になり東京本部:d部長(永眠)に何度もお願いして人が一人増えた。 ④d部長に「毎日会社に遅刻せずに来る方がいいと報告した」。 ⑤出荷前検査の作業員が一人増えました。 ⑥営業依頼によりaさんが新品出荷前作業を断ると修理作業をしている私に東京本部:e係長、f係長から新品出荷前検査依頼があり、大阪FE課:t係長が対応できないと大阪営業:i係長より新</p>

		<p>品出荷前検査依頼があり，出荷後現地で不具合品があると特定工場：品質保証課：j係長から対応依頼があった。</p> <p>⑦旧特定会社E時と同じ作業の出荷前検査と修理作業，さらに業務を追加されドイツ対応，営業が対応できない客との電話対応，消耗品発注等，新品出荷後の不具合品対策等が増え続けた。結果，旧特定会社Eより仕事量が増えた。</p> <p>⑧特定会社Dになり新品機器の配線間違えはなくなったが各営業（旧特定会社C営業，旧特定会社D営業）の発注間違い，電話連絡が頻発し対応しても間に合わなかった。</p> <p>⑨k係長より大阪FE課が対応できない為，600kgの秤の修理をしてほしいと何度も依頼があった。</p>
3	<p>作業内容の詳細については請求書に添付した「様式第5号⑩災害に発生原因及び発生状況別紙資料」のとおり。10kgから20kgの分銅を繰り返し使用し，重さ2kg～600kgの精密機械の修理を行っていた。分銅を使用する回数は修理するものによって異なるので，回数はわからないが，1日のうち3分の2くらいの時間は分銅を使っていた。残りの3分の1は修理報告書の記載をしたり，ドイツとのメールのやり取りをしたり，電話をしたりという事務作業だった。修理するはかりは毎日5～10台くらい届くので，毎日同じくらい分銅を使う作業があった。</p>	<p>左記は，面談聴取中に特定監督署担当官が話した内容ですが保険給付実地調査復命書に内容が足りません。</p> <p>訂正請求</p> <p>①重さ：100g～600kgの精密機器の旧特定会社C時修理と特定会社A時の修理，大阪営業，東京営業依頼による新品出荷前検査と新品改造，新品ケーブル改造，特定工場：品質保証課：1次長，j係長依頼による新品出荷後の不具合調査と修理と機器管理等。</p> <p>②東京営業（e係長，f係長，g係長，hさん，旧特定会社D営業）依頼と大阪営業（c課長，i係長，旧特定会社D営業）依頼，大阪サービスエンジニア（t係長）依頼と東京サービスエンジニア（s係長）依頼，特定工場：品質保証課：1次長，j係長依頼，技術課：m次長，n課長，oさん</p>

		<p>依頼， F E 課： p 課長依頼より，新品出荷後不具合品依頼，ドイツから日本に入荷された新品不具合依頼，ドイツカスタマー対応依頼，大阪営業： i 係長対応依頼，大阪営業： c 課長対応依頼，営業管轄複合機インク自腹発注依頼，営業管轄複合機コピー用紙自腹発注依頼，営業が発送し忘れた書類を自腹で発送するよう依頼。</p> <p>③特定倉庫 A で終わらないと特定倉庫 A で終わるまでやるように東京営業，大阪営業より依頼があった。 F E 課より会社で使用するパソコンを自腹で買うように依頼があった。</p> <p>④消耗品を自腹で買うよう依頼があった。</p> <p>⑤東京営業：営業管轄品の消耗品を個人で先に買うよう依頼があった。</p> <p>⑥特定工場： m 次長， l 次長， p 課長に報告したが改善はなかった。</p>
4	<p>私と a さんの作業内容は異なる。 a さんはドイツからきたものを検査するだけだが，私は不具合が出たものの改造から出荷前検査などの全般を行う。営業，修理，出荷前検査，品質管理，機器の管理など全部行っている。</p>	<p>左記は，面談聴取中に特定監督署担当官が話した内容ですが保険給付実地調査復命書に内容が足りません。</p> <p>訂正請求</p> <p>①東京本部： g 係長， F E 課： p 課長の業務命令により，営業管轄複合機 4 種類インク， A 4 紙，特定工場管轄の検査証明書用専門用紙，クリアファイル，テープ，ハサミ，ノリ，ウエス，虫コナーズ，セロハンテープ，マジック，ホッチキス，ホッチキスの芯等の消耗品の発注を自宅で作業していた。</p> <p>②自宅での作業残業代は支払われていない。</p> <p>③ドイツ対応，代理店対応等，修理用検査証明書は自宅で作業していた時もある。</p>

		<p>④東京営業，大阪営業，大阪F E課，特定工場：F E課，品質保証課，技術課の依頼により特定倉庫Aで徹夜作業をしていた。</p> <p>⑤作業内容は，ドイツカスタマー対応，代理店対応，特定会社A大阪，東京営業対応等，修理用検査証明書，新品機器改造，新品機器ケーブル改造，その他の改造をしていた。F E課：p課長，r係長，品質保証課：l次長，j係長，技術課：m次長，n課長，大阪営業：c課長，v部長，東京営業：b部長，a g部長に報告していた。</p> <p>⑥出荷前検査担当：aさんが営業からの依頼を断るとリペアに依頼があり対応していた。</p> <p>⑦営業，修理，出荷前検査，品質保証，品質管理，機器の管理等を行っていた。</p> <p>⑧リペアは千葉県にあり，特定工場は神奈川県にあり，東京営業は特定駅近辺にあり，大阪営業は大阪にあり，ドイツから日本に到着する新品機器，修理機器は千葉県に到着する為，特定工場に常駐のF E課，品質保証課，技術課，東京営業，大阪営業は対応できないとF E課：p課長，r係長，品質保証課：l次長，j係長，技術課：m次長，n課長，大阪営業：c課長，v部長，東京営業：b部長，a g部長から連絡があった。</p>
5	<p>特定倉庫Aになってからはセキュリティカードが渡され，自由に倉庫に出入りできるようになったので，毎日徹夜で倉庫の中で寝泊まりしていた。aさんはどんなに忙しくても17時半で帰っていた。</p>	<p>左記は，面談聴取中に特定監督署担当官が話した内容ですが保険給付実地調査復命書に記載している内容が足りません。</p> <p>訂正請求</p> <p>①特定倉庫Aになり東京本部：g係長からセキュリティカードを手渡され営業から業務命令によりホテルに泊まる必要がなく特定倉庫Aで自由に出入りでき，ホテル代</p>

		<p>がかからないといわれた。</p> <p>②特定労働基準監督署 a f 様に特定倉庫Aセキュリティカード資料 (A 4) を提出している。</p> <p>③2019年11月特定労働基準監督署 a f 様に特定倉庫Aセキュリティカード資料が保険給付実地調査復命書に入っていない事を伝えると入れていないと連絡がきた。</p> <p>④保険給付実地調査復命書には特定倉庫Aセキュリティカード書類が入っていない。</p>
6	<p>平成28年(2016年)の夏ごろから手関節の痛みや左右上肢, 手首, 背中, 首の痛みが出てきた。</p>	<p>1: 面談聴取中に話していない。</p> <p>2: メール内容をもとに電話で話したが「手関節の痛みや左右上肢, 手首, 背中, 首の痛みが出てきた」とは言っていない。</p> <p>3: 保険給付実地調査復命書に記載している内容が異なる。</p> <p>訂正請求</p> <p>①平成29年(2017年)9月です。</p> <p>②FE課: p 課長, 大阪営業: c 課長, v 部長, 大阪FE課: t 係長に身体中が痛いと連絡した。</p> <p>③保険給付実地調査復命書には異なる内容が記載されている。</p> <p>④2017年9月18日~19日: 現場: 特定会社G下関工場, 特定ホテル: 山口下関店: 大阪営業: c 課長 (u 次長, v 部長), FE課: t 係長 (p 課長, w 事業部長, a c 部長) が対応できず, 特定工場: 品質保証課: l 次長, j 係長が対応できず, 特定工場: 技術課: m 次長, o さんが対応できない為, 東京リペアが現地修理に向かった。FE課: p 課長, 大阪営業: c 課長, v 部長, 大阪FE課: t 係長に身体中が痛いと連絡していた。</p>
7	<p>平成29年(2017年)11月15日に, 身体中が痛く, めま</p>	<p>左記は, 面談聴取中に特定監督署担当官が話した内容ですが保険</p>

	<p>い等で歩くことも困難であったため、特定大学病院を受診した。まずは脳神経外科を受診したところ、ペインクリニックと整形外科を紹介された。ペインクリニックではブロック注射をした。痛みは引き続きあったが、修理の仕事は一人作業で休めないため、その後病院へは行けなくなってしまい、痛みを我慢して働いていた。</p>	<p>給付実地調査復命書に内容が足りません。 訂正請求 ①平成29年(2017年)11月15日：東京本部：b部長(旧特定会社E社長)，FE課：p課長，大阪営業：c課長に体調が悪いことを報告した。特定会社A(株)FE課：p課長の前の上司は大阪営業：c課長である。その為、c課長(旧特定会社E大阪営業課長)にも報告している。</p>
8	<p>平成30年(2018年)12月21日に産業医と面談をし、仕事を休むように言われたため、その日から現在まで休業している。平成29年11月29日から平成30年12月10日まで病院は受診していないが、痛みの症状はずっと続いていたし、私としては継続した治療だと思っているので、平成29年11月15日からの治療費を労災で請求したいと考えている。</p>	<p>事実であるが面談中に話した内容ではなく特定監督署担当官が電話中に読み上げた内容でそれを私が確認しましたが保険給付実地調査復命書に内容が足りません。 訂正請求 ①平成30年(2018年)12月24日頃：FE課：p課長から連絡があり対応できないので特定倉庫Aにくるようきて作業するよう連絡がありました。その為、12月24日、25日特定倉庫Aで徹夜作業をしました。 ②平成30年(2018年)12月24日～2019年1月まで客先電話対応，大阪営業，東京営業の電話対応をしていました。 ③平成30年(2018年)12月21日：特定工場産業医師：q医師より面談後，休むよう言われ，特定人事部：x様にその内容を脱明し，その日に，FE課：p課長，r係長，s係長，yさん，z次長に報告したにもかかわらず2019年1月まで電話が鳴り続けました。 ④平成31年(2019年)1月，2月：特定工場人事部：a aさん，東京本部コンプライアンス a b室長に何度も個人の携帯電話に連絡がありました。 ⑤平成30年(2018年)12</p>

		<p>月 21 日：特定工場産業医師：q 医師より面談後、休むよう言われ、特定人事部：x 様にその内容を説明していましたが、平成 31 年（2019 年）1 月、2 月：特定工場人事部；a a さんの都合の日時で会社に来るように連絡がありました。日時は勝手に決められていました。特定人事部；a a さん、F E 課：a c 部長と面談しました。</p>
9	<p>8 年くらい前にタクシーに乗っている時に交通事故に合い、半年くらい入院した。その時の病名は頸椎捻挫だったと思うが、一旦完治している。また、平成 28 年（2016 年）頃、仕事で倉庫で働いている他社の作業員に金属の棒で左肩のあたりを殴られ、その暴行を受けてから左上肢が痛くなった。</p>	<p>左記は、保険給付実地調査復命書には異なった事が記載されている。</p> <p>訂正請求</p> <p>8 年くらい前（2010 年）にタクシーに乗っているときに交通事故にあっていない。</p> <p>平成 28 年（2016 年）頃、左肩のあたりを殴られていない。</p> <p>①目撃者：g 係長、特定倉庫 B 社員：a d 様、アルバイト：a e 様（旧特定会社 E、特定会社 D 担当）</p> <p>②仕事で倉庫で働いている上半身刺青の特定会社 C 担当のアルバイトの小柄の男性から金属の棒で脅迫恫喝等された。</p> <p>③特定会社 A（株）東京本部：b 部長（旧特定会社 E：b 社長）に報告し b 部長より特定倉庫 B から謝罪書類が届いたと特定会社 A（株）東京本部室内で書類をみせてもらった。</p> <p>④その謝罪書類は b 部長が持ちかえった。</p> <p>⑤特定労働基準監督署 a f 様に電話で報告している。</p>

注 1 欄は、保険給付実地調査復命書の「1 請求人申し立て内容（面談聴取要旨）」欄の記載である。